

# 有線 通話主体から放送へ

## 使用料は月額百円に

有線放送電話の基本使用料が十月一日から通話時間が五十一年一月から変わります。

月額七百円であった有線の基本使用料が十月、十一月、十二月分は月額三百五十円に値下げされます。さらに五十一年一月分からは月額百円に値下げされます。

料金の値下げに伴って、通話時間の短縮が五十一年一月から行われます。平日の通話は午前八時三十分から午後五時十五分まで、土曜日は午前八時三十分から午後零時三十分までとなります。なお土曜日の午後零時三十分以降と日曜、祝祭日の通話接続は行わないこととなります。

このように使用料金の大幅な値下げ、通話時間の短縮を行ったのは通話を主体として運営してきた有線放送電話事業も、近年公社電話

の預金制度が五十一年十二月三十一日まで行われております。

のいちぢるしい普及（有線加入者の約九十%が電話加入）に伴って有線による通話から公社電話による通話へと移行してまいりました。

さらに、電々公社では五十一年三月完成を目指し、二〇〇回線を収容できる施設の建設を進めているそうです。

このような状況の中で、有線による通話は大巾な減少を続けています。

そこで、今後の有線放送電話事業の運営について、有線放送運営委員会、議会の総務常任委員会等で検討をいたしたところ、「通話業務の段階的縮小を図り来年度からは有線本来の業務である放送事業一本で運営することが望ましいであろう。」という答申等をいただき今回の大巾な改正が行われました。

# 10パーセントの高率預金

## 年金等の受給者対象

この制度は、障害福祉年金や老令福祉年金などの受給者が一人一金融機関に五十万円を限度として

一年契約の定期預金又は定期貯金をした場合に年利十パーセントの利息をつけるという特別の定期預金制度です。この福祉預金制度の内容と取扱いはこちらのとおりです。

### 預金者の対象は

次に掲げる年金、給付金または手当を受給する者

- (1) 老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金または老齢特別給付金の受給者
- (2) 児童扶養手当
- (3) 特別児童扶養手当または特別福祉手当
- (4) 原子爆弾被害者に対する特別手当または健康管理手当

### 取扱期間

昭和五十年六月二十三日から同年十二月三十一日まで

預入限度 預入対象者一人につき五十万円の範囲内  
対象預金の種類 預入期間一年の定期預金または定期貯金  
適用利率

- (1) 利率 年一〇%

この利率は、取扱期間中に対象預金者から新たに預入（書替預入を除く）される期間一年の通常の定期預金について、その期間満了まで適用する。

(2) 期限前払戻しの場合の預入期間中の利率

ア 預入期間が六カ月未満の場合は、その払戻しが行われる日の普通預金の利率とする。  
イ 預入期間が六カ月以上一年未満の場合は、年六・七五%の利率とする。

### 取扱店舗

この福祉預金を取扱う金融機関店舗は、対象預金者一人について一店舗（郵便局を含む）に限る。ただし、特に必要である場合は、同一金融機関内に限り取扱店舗の変更を認めることができる。確認手続き

福祉預金をする場合は、国民年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、特別福祉手当の証書または原子爆弾被害者に対する特別手当もしくは健康管理手当の証書のうち受給しているいずれかの証書を預入する金融機関に提出し、年金等の受給者である旨の確認をうけなければなりません。ただし、国民年金証書が、現況の届出等のため、地方公共団体に提出中である場合には証書に代えて発行された保管証による預入をすることができま

# 県民テレホン

## 相談の開設

県民テレホン相談が九月一日から県庁内に開設されました。県内

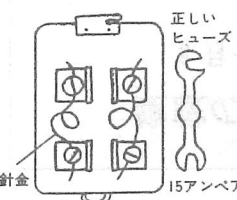
各地の県民から県政に対する意見、要望、苦情等を電話で聴取しまた、悩み事等を受けるために設置されたものです。

電話の持つ簡便性・即時性を有効に活用し、県民の皆さんがいつでも気軽に県政参加をしていただくこととするものです。テレホン相談の利用は次のとおりです。

名称 県民テレホン相談  
設置 県庁県民課公聴係  
電話 〇四七二(三)二四九・二二五〇を使用して下さい。

受付 平日。ただし、早朝、夜間  
休日には記録装置により受け、翌日この内容を検討し回答します。

### ★安全器のヒューズ代わりに針金などを使っていませんか。



●電気を使い過ぎてもヒューズが切れないので危険です。  
●安全器にかわって配線用元器を取りつくと電気が安全で便利です。

各地の県民から県政に対する意見、要望、苦情等を電話で聴取しまた、悩み事等を受けるために設置されたものです。電話の持つ簡便性・即時性を有効に活用し、県民の皆さんがいつでも気軽に県政参加をしていただくこととするものです。テレホン相談の利用は次のとおりです。名称 県民テレホン相談 設置 県庁県民課公聴係 電話 〇四七二(三)二四九・二二五〇を使用して下さい。受付 平日。ただし、早朝、夜間 休日には記録装置により受け、翌日この内容を検討し回答します。